

磐田市城山・向陽地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 地域住民の心身の健康の保持及び生活のために必要な援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を保活的に支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 磐田市より包括的支援事業の実施の委託を受け、事業所は、「公益性」「地域性」「協働性」の視点に立ち、地域の中に積極的に入って問題の発見に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員など地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を保つようにする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 磐田市城山・向陽地域包括支援センター
- (2) 所在地 磐田市見付2510-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員は7名とし、その職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名(専門職を兼務)
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 主任ケアマネジャー 常勤 1名以上
主任ケアマネジャーは、包括的・継続的ケアマネジメントを行う。
 - (3) 保健師 常勤 1名以上
保健師は、介護予防ケアマネジメントを行う。
 - (4) 社会福祉士 常勤 1名以上
社会福祉士は、総合相談支援・権利擁護事業を行う。
 - (5) 事務員 常勤 1名
事務員は、事務所運営に必要な事務を行う。
- 2 加配は、3職種(主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士)の中で加配を必要とする職種及び員数とする。
- 3 3職種は相互に情報を共有し、連携・協働の体制の下チームアプローチで行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、国民の祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制 電話の転送により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援事業と介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (3) その他(介護予防住宅改修理由書の作成・要支援認定の申請代行など)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は城山・向陽中学校区の区域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第8条 運営について留意すべき事項は次のとおりとする。

- 1 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 2) 継続研修 年6回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は磐田市及び社会福祉法人遠江厚生園と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(感染症予防の取組み)

第10条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年1月20日から施行し、平成31年4月1日遡って適用する。
- 4 この規程は、令和2年12月10日から施行する。
- 5 この規程は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日に遡って適用する。